

令和5年度第3回鴨川市環境審議会次第

日時 令和5年12月15日（金）

午後3時00分から

会場 鴨川市役所 7階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- ・ し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について
- ・ その他

4 報 告

- ・ 池田地区メガソーラーについて

5 閉 会

令和5年12月

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改定について
(し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定について)

経 緯

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理手数料(以下、「処理手数料」という。)については、現在、「鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づいて、収集運搬と処理にかかる費用負担として、汲み取り実態に応じて徴収をしている。

処理手数料の負担については、衛生センターの前身である長狭地区衛生組合当時の昭和40年度にし尿汲取り手数料として小口1.9円/リットル・大口1.6円/リットル、そして単独処理浄化槽(以下、「単独浄化槽」という。)清掃手数料として腐敗式(5人槽の例)4,000円・ばっき式(5人槽の例)3,200円から始まった。

その後、高度経済成長期から、現在まで、都合12回にわたる手数料の改定が行われている。

最後の手数料改定は令和元年度で、消費税込みのし尿汲取り手数料が13.2円/リットル、合併処理浄化槽(以下、「合併浄化槽」という。)清掃手数料が13.2円/リットル、そして単独浄化槽清掃手数料として、腐敗式(5人槽)28,600円・ばっき式(5人槽)20,900円として現在に至っている。

その後、令和2年度以降の社会情勢の変化の中、物価及び人件費等の処理原価の上昇が反映されておらず、衛生センターの運営、浄化槽等の清掃を担う許可業者の経営にも影響が出ている。

また、現状においては、本市と近隣市町の処理手数料の一部にも乖離が認められることから、均衡を図ることも考慮し、処理手数料の改定を行いたいものです。

し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改定について

1 現状

(1) 処理手数料について

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

別表 1

取扱区分	種類	手数料		
		人槽	腐敗式 (円)	ぼっき式 (円)
市が収集、 運搬するもの	し尿 合併処理浄化槽清掃に 伴う汚泥 ※1	10 リットル当たり 132 円		
	単独処理浄化槽清掃に 伴う汚泥 ※2	5	28,600	20,900
		7	33,000	26,400
		10	40,700	34,100
		15	50,600	41,800
		20	59,400	50,600
		25	69,300	59,400
		30	81,400	68,200
		35	92,400	75,900
		40	102,300	85,800
		45	112,200	93,500
		50	122,100	102,300
		55	133,100	108,900
		60	143,000	116,600
		65	154,000	128,700
		70	162,800	135,300
		75	173,800	143,000
		80	184,800	154,000
		85	194,700	160,600
		90	206,800	169,400
	95	215,600	173,200	
	100	226,600	185,900	
	105	237,600	194,700	

取扱区分	種類	手数料		
		人槽	腐敗式 (円)	ばっき式(円)
市が収集、 運搬するもの	単独処理浄化槽清掃に 伴う汚泥	110	247,500	202,400
		115	258,500	212,300
		120	266,200	220,000
		125	275,000	227,700
		130	283,800	237,600
		135	292,600	245,300
		140	301,400	254,100
		145	310,200	261,800
		150	317,900	271,700
		155	326,700	280,500
		160	334,400	290,400
		165	344,300	299,200
		170	356,400	306,900
		175	369,600	314,600
		180	382,800	323,400
		185	396,000	331,100
		190	409,200	339,900
		195	419,100	347,600
		200	430,100	357,500
		205	440,000	365,200
		210	451,000	374,000
		215	463,100	382,800
		220	473,000	391,600
		225	484,000	399,300
		230	495,000	409,200
235	504,900	416,900		
240	517,000	425,700		
245	524,700	433,400		
250	534,600	442,200		
255	542,300	451,000		

取扱区分	種類	手数料
------	----	-----

市が収集、 運搬するもの	単独処理浄化槽清掃に 伴う汚泥	人槽	腐敗式 (円)	ばっき式(円)
		260	551,100	458,700
265	561,000	468,600		
270	568,700	476,300		
275	577,500	484,000		
280	585,200	492,800		
285	595,100	501,600		
290	603,900	510,400		
300	624,800	528,000		
310	646,800	544,500		
320	667,700	562,100		
330	688,600	578,600		
340	710,600	597,300		
350	732,600	613,800		
360	753,500	630,300		
370	775,500	647,900		
380	796,400	664,400		
390	819,500	682,000		
400	840,400	699,600		
410	861,300	716,100		
420	884,400	733,700		
430	905,300	750,200		
440	927,300	767,800		
450	948,200	785,400		
460	970,200	801,900		
470	992,200	819,500		
480	1,013,100	836,000		
490	1,036,200	853,600		
500	1,056,000	870,100		
市の処理施設 に搬入するもの	市の許可業者が搬入する 浄化槽清掃に伴う汚泥 ※3	10 リットル当たり 62 円		

(2) 手数料の運用について

市が直営または委託により清掃及び収集運搬を行う場合、汲取り便槽及び合併浄化槽は別表1※1、13.2円/リットルにより徴収している。

単独浄化槽については、別表1、※2の人槽別単価表により徴収している。

許可業者が清掃及び収集運搬を行う場合は、市の単価※1、13.2円/リットル及び別表1、※2に基づいて許可業者が市民から徴収した後、衛生センターに搬入する際、別表1、※3、6.2円/リットルの処理手数料を衛生センターに支払う。

現行の処理手数料の設定では、許可業者の手数料収入は、合併浄化槽の場合1リットル当たり、13.2円から6.2円を差し引き7円/リットルとなっている。
また単独浄化槽の場合は1リットル当たり、19.1円から6.2円を差し引き12.9円/リットルとなっている。

種別	処理手数料	衛生センター搬入 処理手数料	許可業者 差引処理手数料	備考
し尿	13.2円/リットル	-	-	直営・委託
合併浄化槽	13.2円/リットル	6.2円/リットル	7円/リットル	許可業者
単独浄化槽	定額20,900円/1件 (≒19.1円/リットル)	6.2円/リットル	12.9円/リットル	許可業者

※単独浄化槽は、5人槽、ばっき式の例

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第2節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業)

第7条12項

第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

2 処理手数料の改定について

(1) 処理手数料の課題

処理手数料の検討にあたっては、衛生センターの運営、維持管理に係る経費はもとより、既述のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を踏まえ、許可業者が清掃時に徴収する処理手数料への影響も考慮する必要がある。

許可業者の育成と活用により、市内の安定した廃棄物処理体制を維持することは重要である。

(2) 処理手数料の改定の方針

課題を踏まえ、社会情勢を反映させた改定を行うこととする、

社会情勢の反映にあたっては、日本銀行が公表している企業物価指数（総平均）による変動（上昇率 117 パーセント）を参考にするとともに、近隣市町における処理手数料の水準に配慮して検討を進める。

【参考】

企業物価指数

日本銀行が公表している企業物価指数は、企業間で取引される財の価格変動を測定するものである。主な目的は、企業間で取引される財に関する価格の集約を通じて、財の需給動向を把握し、景気動向ひいては金融政策を判断するための材料（景気動向を測る経済指標）を提供することを目的としたもの。

企業物価指数は、2020 年に見直しをされており、その後の指数については、2020 年を 100 パーセントとした場合の変動率で示されている。

年間総平均値として公表されている直近の数値は 2022 年で、117 パーセントとなる。

(3) 従量制の採用について

現行の処理手数料の設定については、し尿及び合併浄化槽について、処理単価を設定し、従量制で運用をしている。

単独浄化槽については、処理量に関わらず、人槽ごとの定額制を採用している。

(2)【参考】で示した日銀企業物価指数の上昇率 117 パーセントを現行単価に乗じた場合は、合併単独浄化槽の処理手数料は近隣市町の処理手数料とほぼ同等の単価が見込まれる。

単独浄化槽の処理手数料は、現行でも近隣市町を上回っており、上昇率を乗じることで、より高額な単価となる。

清掃及び収集運搬量、処理量に対し、企業物価指数の変動を明確に反映させるため、従量制による運用を検討する。

池田地区メガソーラー計画の概要

1 林地開発許可の概要(許可当時のもの)

- (1) 申請者 AS 鴨川ソーラーパワー合同会社 職務執行者 高山 知也
- (2) 開発行為の場所 鴨川市池田字小滝 690 番 1 の一部他 7 筆
- (3) 事業目的 太陽光発電施設用地の造成
- (4) 計画概要
 - ア 事業区域の面積 約 250 ヘクタール
 - イ 開発区域の面積 約 146 ヘクタール
 - ウ 切土・盛土とも 約 13,000,000 立方メートル
 - エ 残置森林の面積 約 104 ヘクタール
 - オ 森林率 48.9 パーセント (基準は 25 パーセント)
 - カ 発電出力 約 100 メガワット (パネル約 47 万枚)
 - キ 計画期間 許可日から令和 3 年 4 月 30 日まで
- (5) 許可年月日 平成 31 年 4 月 25 日

2 事業の経過について

- (1) 林地開発行為に関すること

平成 30 年 2 月 28 日

AS 鴨川ソーラーパワー合同会社 代表社員 一般社団法人再生可能エネルギー開発 職務執行者 高山 知也から、県に林地開発許可を申請した。

平成 31 年 4 月 25 日

林地開発許可申請について、県から許可される。

許可にあたって、県から市への意見照会がされ、平成 30 年 8 月 15 日付けで、調節池を始めとする防災機能等に関する意見を付したほか、本市として、当該事業に係る事業体、事業の資金計画、撤去費用の積み立て、工事の安全性確保及び有害獣対策に係る 5 項目の要望を添付している。

なお、開発行為期間は、平成 31 年 4 月 25 日から令和 3 年 4 月 30 日までとなっていた。

令和3年4月30日

事業者より林地開発行為休止届が提出され、その後6回にわたり、同届の提出がされた。

現状で、休止期間は令和5年12月31日までとなっている。

令和5年3月17日

代表者を東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館 20階 代表社員CES千葉合同会社 職務執行者 本間 理志(ほんま よしゆき)に変更する林地開発行為変更届が県に提出された。

(2) 協定に関すること

平成30年4月20日

事業者において、鴨川市民会館を会場とした「鴨川市池田地区メガソーラー事業説明会」が実施された。

平成31年3月19日

市と事業者において協定書締結。

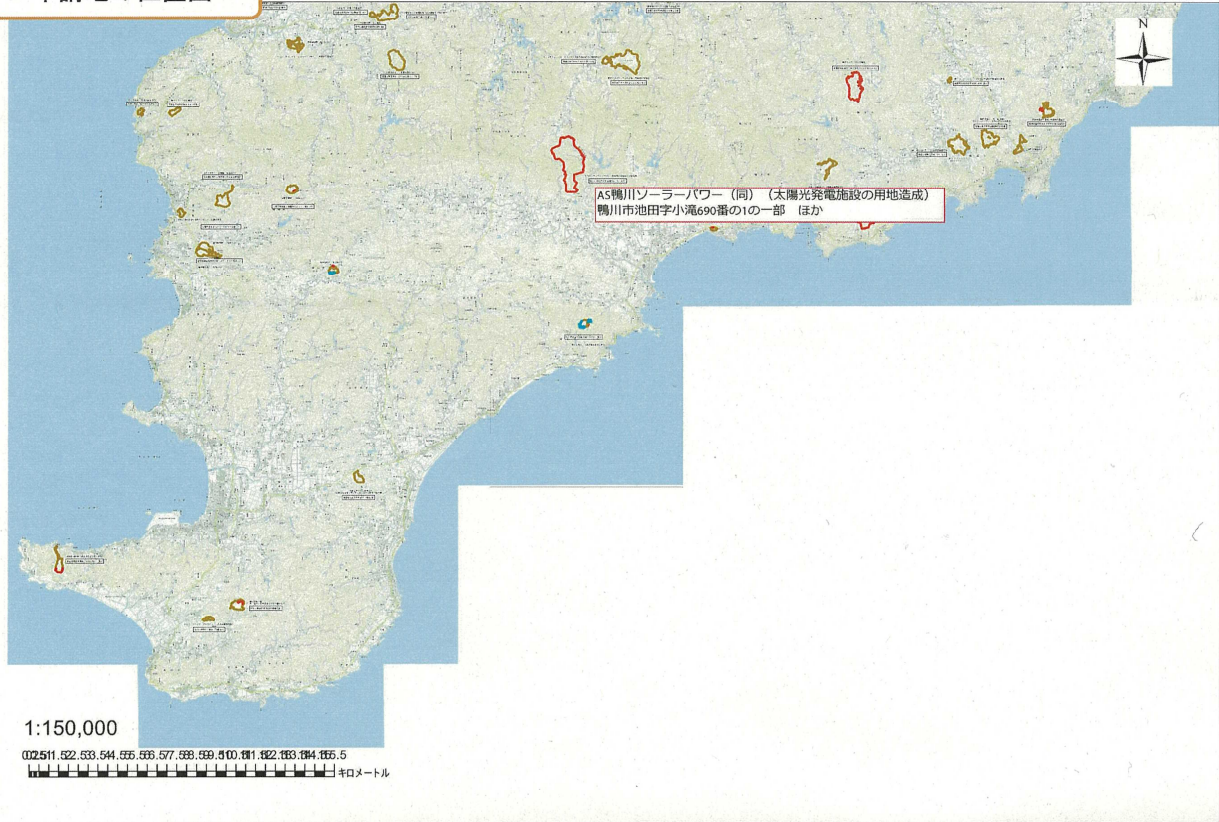
本協定書は、市と事業者の協議において提起された「市長からの5つの要望」を遵守するために必要な事項について合意したものであり、「鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書」という。

令和元年11月8日

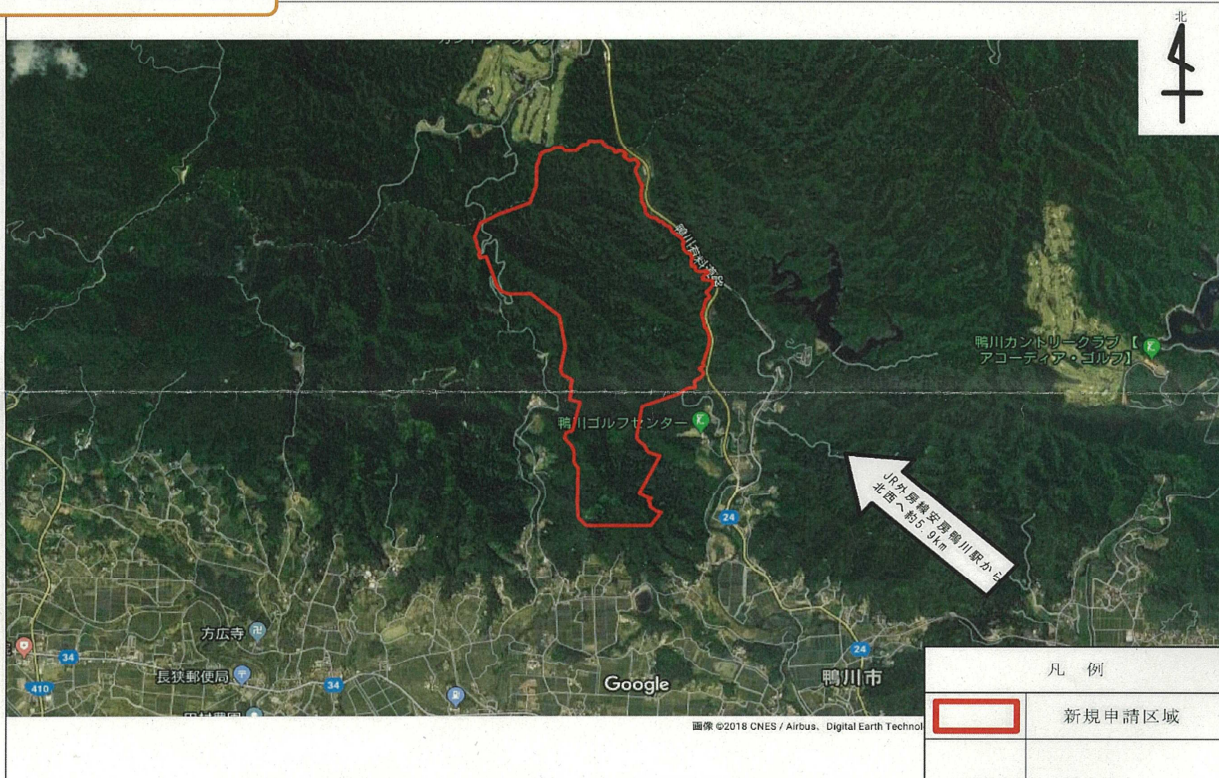
「鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書第3条第4項に基づく特記協定書」を締結。

これは、協定書に記載された事項のうち、災害時の措置や発電事業終了後の設備や工作物等の撤去及び処分を確実に実施することを目的とした協定書第3条の各項中、第4項の規定に基づく協定として締結したものの。

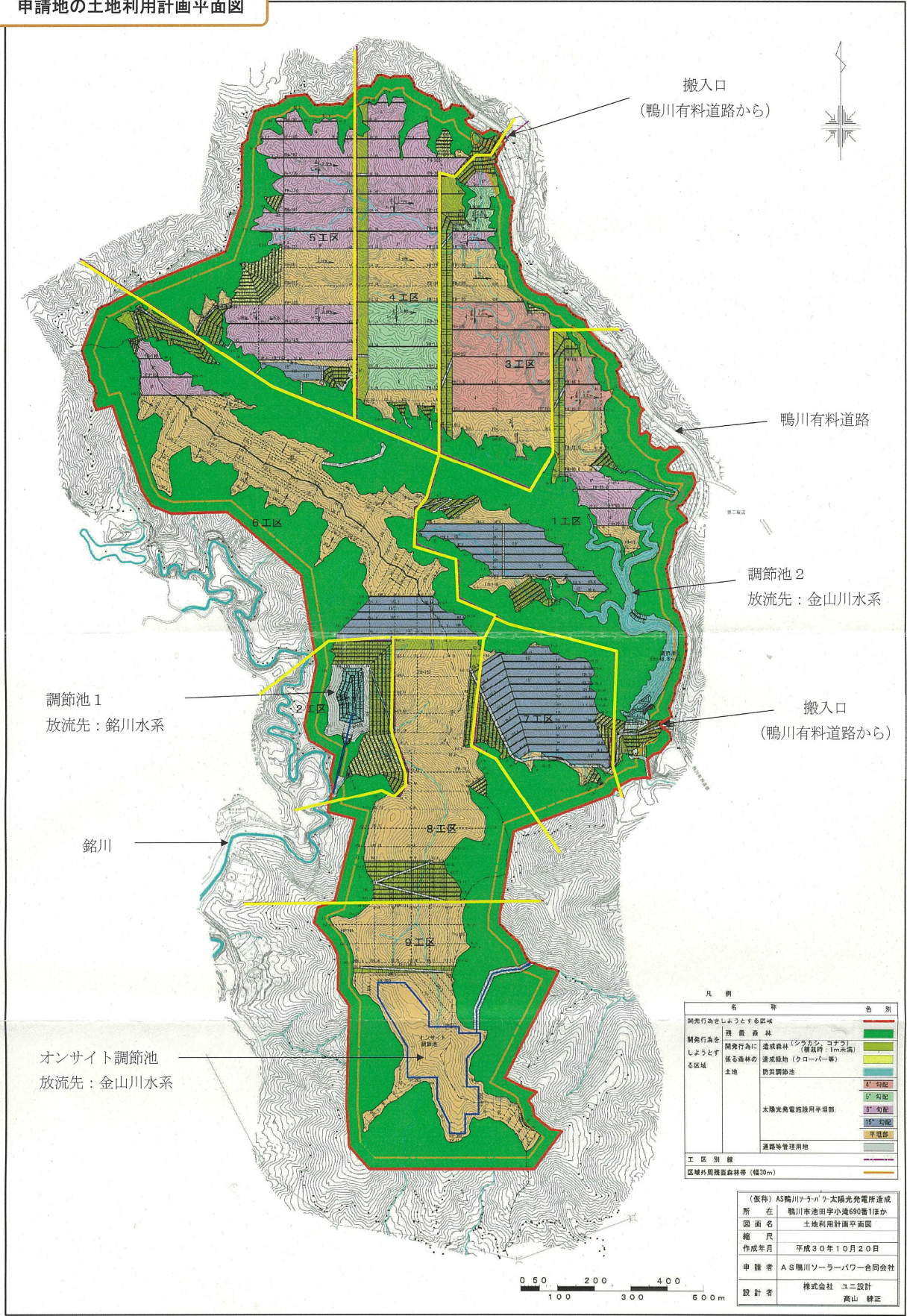
申請地の位置図



申請地の航空写真



申請地の土地利用計画平面図



鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書

鴨川市（以下「甲」という。）とAS鴨川ソーラーパワー合同会社（以下「乙」という。）は、乙の鴨川市田原地区内において実施する太陽光発電事業（以下、「本件事業」という）について、良好な地域環境及び安全な市民生活を十分に確保するため、本日次のとおり協定を締結する。

本協定は、平成31年2月13日、甲と乙にて本事業の重要な事柄を協議するなかで提起された別紙「市長からの5つの要望」の各事項を遵守するため、乙が設置を予定している太陽光発電事業用の設備及び工作物等の設置のために行う工事（以下、「本件工事」という）及び本件設置等に関連して発生するおそれのある近隣居住者らに対する生活障害ないし損害の防止について太陽光発電事業者としての対策を十分且つ適切に行うことを約するものである。

（事業体）

第1条 乙は、本事業を管理・運営する具体的な事業体構成を林地開発行為の許可を受けた後、本件工事着工の10日前までに甲に書面をもって通知し、説明する。本件工事等の施工、管理の企業は、主として地元業者が行う。事業実施のための工事は景観及び近隣居住者の生活に十分配慮して行う。

（事業の資金計画）

第2条 本件事業に対する融資は、大手の都市銀行を主幹事として、シンジケートローンを組成して行う。出資先は乙であるが、匿名組合出資の形態となるため、融資銀行の公開は主幹事銀行を除いて融資銀行の決定による。なお、資金計画は本件工事着工10日前に甲に書面をもって通知する。

（撤去費用の積み立て）

第3条 乙は、災害時の措置並びに発電事業終了後の設備・工作物等の撤去及び処分を確実に実施するため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電) 2017年3月策定 2018年4月改訂 資源エネルギー庁」にある建設費の5%以上を積み立てる。この積立金の具体的な額は甲と協議のうえ本件工事着工前に決定するものとし、乙はこの額が決定するまで本件工事に着手しない。

2 乙は甲に対し前項の積立の金額を甲の指名する名義で預託ないし、預金に関する質権設定などの具体的内容について、本件工事着工の10日前までに甲・乙協議して決定する。乙は、この協議が成立するまで本件工事に着手しない。

3 前2項の規定により積み立てられた積立金により、太陽光発電施設及び防災施設等が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、甲が当該積立金より災害復旧費用を活用し、迅速な対応を講ずるものとする。

4 前3項の規定により決定された内容については、別途甲及び乙並びに甲又は乙が必要と認める者との間で協定を締結する。

5 乙は、FIT法及びFIT法施行規則の改正、資源エネルギー庁の指針の変更、上記ガイドラインの改訂があるときには、甲と協議のうえ対応する。

(工事の安全性確保)

第4条 乙は、事業の施行により事業周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出、その他災害（生活障害を含む）を防止するために、法令上要請される措置をとる。

2 乙は、設置する調整池、防災施設、擁壁、法面等（以下「防災施設等」という。）について、常に細心の注意をもってその維持管理に努めるものとする。

3 乙は、地元業者を施工及び管理事業に関与させて、緊急時に迅速に対応できるようにする。

(有害獣対策)

第5条 乙は、事業区域内の有害獣(猪、鹿、猿、キョン)が近隣居住者らの生活に害を及ぼすおそれがないように、本件工事に先行して敷地境界付近に有害獣対策用のフェンスを設置するなどの強化対策を行う。

2 乙は、鳥獣対策として土地改良区等への連絡体制を強化するものとする。

(地位の承継)

第6条 乙が本件事業を第三者に承継させようとするときは、本協定における地位も承継させる。

2 乙は、本件事業を第三者に承継させようとするときは、すみやかに甲に書面をもって通知する。

(公開の原則)

第7条 本協定内容及び本協定に基づき甲から提出される書面等については、原則としてこれを公開するものとする。

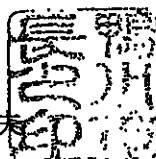
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成31年 3月19日

甲 千葉県鴨川市横渚1450

鴨川市

鴨川市長 亀田郁夫



乙 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内

AS鴨川ソーラーパワー合同会社

職務執行者 高山知也





鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書
第3条第4項に基づく特記協定書

鴨川市（以下「甲」という。）とAS鴨川ソーラーパワー合同会社（以下「乙」という。）は、乙が鴨川市田原地区内において実施する太陽光発電事業（以下「太陽光発電事業」という。）について、平成31年3月19日付けで取り交わした鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書（この協定において「工事協定書」という。）第3条第4項の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、工事協定書第3条に規定する事項について、具体的な事項を定めることを目的とする。

（本事業地の特定及び設備・工作物等）

第2条 太陽光発電事業の事業地は、鴨川市池田字小滝 690 番 1 の一部ほか 9 筆の土地の区域とする。

2 太陽光発電事業の設備・工作物等は、太陽光パネル本体及び架台、発電装置機器、立入防止フェンス、防災調整池、分水柵及びシルト除去柵、水路、新設道路並びに防災施設等のほか太陽光発電事業に関連する一切のもの（以下「事業用設備等」という。）をいう。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から乙が災害時の措置並びに太陽光発電事業終了による事業用設備等の完全な撤去及び処分を実施し、それを甲が承認した日までとする。

（積立金の取扱等）

第4条 工事協定書第3条第1項に定める積立金（以下「積立金」という。）は太陽光発電事業の中止・終了などに伴う事業用設備等の撤去及び処分に係る費用並びにその撤去によって生ずるおそれのある災害を防止するため行う措置等に必要な費用に充てるものとする。

2 積立金の額は 900,000,000 円（基本建設費の 5%）とする。但し、諸物価の変動などによって、その費用ではその目的を十分に達成することが困難であるときはその都度甲乙協議の上でこれを増額する。

3 乙は、第1項の目的に供するため、太陽光発電事業に関する事業用設備等の工事（以下、本件工事という。）が完了する日までに 100,000,000 円の積立てを行うものとし、残りの金額については、本件工事を完了した日から 18 年以内に積み立てるものとする。

4 乙は、前項の積立金の積立てに当たっては、甲があらかじめ指定する金融機関に目的財産として乙の一般資産と区別する方法で保管する。

5 甲と乙は、本協定成立後速やかに前項の金融機関の同意を得て積立金の保管方法等について合意する。

6 積立金の保管期間は、前条に定める協定期間とする。

7 乙は、前項の保管期間中、積立金の全部若しくは一部の第三者への譲渡、担保権設定

その他第1項に定めた目的に反する処分等又は甲の事前の書面による承諾なく保管している金融機関等に対し保管契約等の解約若しくは取崩しなどを行わない。

8 乙は、積立金から生ずる利息等の果実を自己の一般財産に組み入れることができる。

(原状回復)

第5条 乙は、太陽光発電事業を中止又は終了した場合は、甲に対し速やかに自己の費用と計算等で事業用設備等を収去し、かつ、その収去後その場所等に関し災害等が生ずるおそれのない十全な回復工事等を行うことを約する。

2 乙は、前項に関連して事業用設備等の敷地等の再開発事業等を行おうとするときは、甲と協議するものとする。

(災害発生に対する措置等)

第6条 乙は、工事協定書第3条第1項及び第3項に規定する災害時の措置を行う。この場合において、甲は必要と認めるときは、その措置方法等について必要な指示を行い、乙はこれに従うものとする。

2 乙は、本件工事中及び工事完成後において太陽光発電事業に係る事業用設備等が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生したときは、自己の費用と計算等で速やかに災害防止又は避難対策を講じる。また、発生した損害については直ちにその賠償を行う。但し、これらが不可抗力によって生じた場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の災害対策補償及び第三者に対する損害の賠償をより確実に行うことの担保として、それぞれに対応する補償・賠償に関する保険に、それが本件工事に関するものについては本件工事着工前に、太陽光発電事業に関するものについては事業開始の1月前までに加入し、それぞれの目的の終了するまで加入を続けるものとする。

4 乙は、甲に対しその保険加入の前に前項の各保険の内容を明らかにするため、資料に基づいてそれを説明するものとする。

5 乙は、甲に対し甲が前項の保険内容等を一般に開示することに同意する。

6 乙は、災害のおそれ、あるいはその発生又は損害が生じたときは、甲に対し速やかにその原因等の具体的状況及びその対策を逐一報告する。この場合、乙は、災害・損害に対し速やかに補償・損害の回復等に関する甲の指示に従うものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定及び個別契約の履行に際して知り得た個人情報を、法令及び国の個人情報保護委員会の定めるガイドライン等に従い、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該情報を本協定及び個別契約の履行目的以外に利用してはならない。但し、甲が自らの判断で太陽光発電事業について影響を受けるおそれのあるものに対し説明等を行う場合を除く。

(協定の終了)

第8条 本協定は、次の各号の事由により終了する。

(1) 第3条に定める協定期間が満了したとき

(2) 資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会で検討されている「太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度」が確立され、当該制度による積立金の保全に移行したとき

(3) 乙が甲に対して本協定の終了を通知し、当該通知が甲に到達した日から3週間以内

に甲から異議が述べられなかったとき

(協定の変更)

第9条 本協定に定める事項のうち、不測の事態により目的を達成することが著しく困難になったものについては、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(公共事業等への協力)

第10条 乙は、太陽光発電事業を中止又は終了した場合において、甲又は千葉県等が本件事業地及びその周辺地域を活用し、公共事業又は公益事業等を行おうとするときは、これに全面的に協力するものとする。

(実施細目及び疑義の決定)

第11条 本協定の実施細目については、甲乙協議の上、別に定めることができる。

2 本協定に定める事項に関して疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項に関して新たな取決めが必要なときは、甲乙協議の上、処理するものとする。

(承継)

第12条 乙が、本件太陽光発電事業を第三者に承継させようとするときは、本協定における地位も承継させる。

2 乙は、本件太陽光発電事業を第三者に承継させようとするときは、速やかに甲に書面をもって通知する。

(裁判管轄)

第13条 本協定及び個別契約に関連する一切の紛争については東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月8日

甲 千葉県鴨川市横渚1450番地

鴨川市

鴨川市長

亀田郁夫



乙 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同
会計事務所内

A S 鴨川ソーラーパワー合同会社

職務執行者 高山知也

